

出席停止について

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。主治医から登校の許可が得られるまで学校を休んで回復に努めてください。

学校への登校を再開する時は、下部の「学校感染症治癒証明書」を担任へ提出してください。

なお「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません(欠席には数えません)。ただし、たとえ下記の感染症にかかったとしても、学校感染症治癒証明書(または診断書)が提出されない場合は「欠席」の扱いとなりますので注意してください。

感染症の種類 及び 出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群*1、鳥インフルエンザ*2 その他の指定感染症等*3 → 治癒するまで
第二種	インフルエンザ*4 → 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 百日咳 → 特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 麻疹(はしか) → 解熱した後3日を経過するまで 流行性耳下腺炎(おたふく) → 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 風疹(3日ばしか) → 発疹が消失するまで 水痘(みずぼうそう) → すべての発疹が痂皮化するまで 咽頭結膜熱(プール熱) → 主要症状が消退した後2日を経過するまで 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 → 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症 → 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

- *1 病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。
- *2 病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。
- *3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7～9項に規定されているもの。
- *4 第一種に指定されているインフルエンザを除く。

東京都立蒲田高等学校長殿

学校感染症治癒証明書

年 組 番 生徒氏名 _____

診断名 _____ 月 日より登校を許可します。

医療機関名 _____ 印
 主治医氏名 _____

担任記入 (出席停止期間; 月 日～ 月 日) →保健室へ